

知多郡医発第2-46号  
令和2年4月24日

知多郡医師会 会員各位

一社) 知多郡医師会  
会長 安井 直



都道府県医師会・郡市区医師会等への行政検査の委託及び  
帰国者・接触者外来の増加策・対応能力向上策について

平素は本会会務に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび標記の件につきまして、日本医師会新型コロナウイルス感染症対策本部長及び日本医師会感染症危機管理対策室長より通知が参りましたので、お知らせいたします。

なお、地域の診療所等が単なる電話等による健康相談や受診勧奨ではなく、電話等により診療を行い、患者の同意を得て、地域外来・検査センターに診療情報の提供を行い、同センターを紹介する場合を含め、地域の診療所等が、診療に基づき患者の同意を得て、地域外来・検査センターに患者を紹介した場合は、診療情報提供の算定対象になり得る。

また、報告にかかる様式の共通化といった業務軽減等の観点から、地域の診療所等から地域外来・検査センターへ紹介をする際においても（別添2）の診療情報提供書等の様式を原則使用するように、同診療所等及び同センターに周知いただきたい。

# 都道府県等のPCR検査機能を地域の医師会等に委託するスキームについて

- 感染者の拡大が続いている地域においては、帰国者・接触者相談センターの業務が増加しており、PCR検査を必要とする患者に適切に検査を実施する体制を早急に整える必要がある。
- 地域の実情に応じて、行政と医師会等の関係団体と十分協議のうえ、地域の医師会等が運営する帰国者・接触者外来（地域外来・検査センター）を設け、PCR検査体制を増強する。
- 委託費の2分の1は国が負担。

